

令和7年2月3日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南伊勢町長 上村 久仁

市町村名 (市町村コード)	南伊勢町 (24472)
地域名 (地域内農業集落名)	南伊勢地区 (切原、船越、内瀬、泉、伊勢路、道方、道行竈、東宮、河内)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月24日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】当該地区の主な農作物は水稻と果樹(みかん)である。耕作者の高齢化が進む中、大規模な経営を行っている担い手が存在せず、後継者が不在の農家が大半である。

【課題】大雨による水害や鳥獣被害が問題になっており、自然災害により農地が被害を受け耕作できなくなる、鳥獣被害が頻発化し対応できなくなる等の理由により、耕作をやめる農家が増える恐れがある。このような年齢以外の外的理由による離農を防ぐことが課題となる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後も主要作物は水稻と果樹(みかん)とする。水稻で営農をおこなっている農家は少ないが、地域に根付いた作物であり協同で耕作している地区は様々な補助金により支援を行う。果樹(みかん)は県内でも有数産地である。みかん栽培で営農を行っている農家が多く、家族経営や担い手の確保ができている農家もある。中山間地区での農業が大半を占めており、効率化を図れるよう支援していく。

新たな作物としては小麦栽培を行っている地区があるため地域や行政と協力を行い事業展開を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	137.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	137.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

集落単位の区域を基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
当地区では地区ごとに協同の耕作していることから、離農した場合は協同で農地の維持を行っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
耕作者の離職が生じた場合は、農地バンクへの貸付を行い、担い手の経営意向を踏まえ集約化していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
多面的機能支払交付金等を活用し、農地の維持を行っていく。また、災害時は行政と協力し農地の保全に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在、地区内で耕作している担い手への集約を基本とするが、様々な理由により集約できない場合は地区外からの担い手を確保し継続していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
ドローンによる農薬散布など、作業効率を図ることが可能な場合は、農業協同組合等への委託を実施する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①様々な鳥獣被害対策補助金を活用し対策を推進する。
 ③作業の省力化、効率化に向けドローンを活用した農薬散布など、スマート農業の導入を図る。